# ○契約業者取扱要領(昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号)

(総則)

第1条 地方整備局(港湾空港関係事務に関するものに限る。)の所掌する工事、測量調査及び建設コンサルタント等業務に係る請負契約、その他の契約に関する一般競争又は指名競争に参加しようとする者の資格の審査等については、別に定めるもののほか、本要領によるものとする。

(一般競争又は指名競争に参加する資格を与えない者)

第1条の2 次の各号の1に該当すると認められる者には、一般競争又は指名競争に参加する資格を与えないものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。)第 70 条の 規定に該当する者
- (2) 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させない こととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(定期の一般競争参加資格審査(国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)にあっては告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第一の一の2に規定する審査基準日が次条第1項の局長等が定める期間の末日の1年7月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあっては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。)を受けていない者。(丁事に係る契約に関する資格に限る。)
- (6) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書及びその添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(総則)

第1条 地方整備局(港湾空港関係事務に関するものに限る。)の所掌する工事、測量調査及び建設コンサルタント等業務に係る請負契約、その他の契約に関する一般競争又は指名競争に参加しようとする者の資格の審査等については、別に定めるもののほか、本要領によるものとする。

現

行

(一般競争又は指名競争に参加する資格を与えない者)

第1条の2 次の各号の1に該当すると認められる者には、一般競争又は指名競争に参加 する資格を与えないものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)第70条の 規定に該当する者
- (2) 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させない こととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(定期の一般競争参加資格審査(国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)にあっては告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第一の一の2に規定する審査基準日が次条第1項の局長等が定める期間の末日の1年7月前の日以降のもの、随時の一般競争参加資格審査にあっては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以降のものに限る。)を受けていない者。(工事に係る契約に関する資格に限る。)
- (6) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書及びその添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(7) 共同企業体で、その構成員に第1号から第5号までに該当する者を含む者

第3条 略

## (資格審查申請書類)

- 第3条 第7条第1項に掲げる工事に係る契約に関する資格の審査の申請は、次の各号に掲げる書類により行わせるものとする。ただし、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の写しはインターネットを使用して申請する場合は必要ないが、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び第5号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする(告示第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。)。
- (1)一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(別記様式第1)
- (2)総合評定値通知書の写し

(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類)

- (3)業態調書(別記様式第2)
- (4) 営業所一覧表(別記様式第3)
- (5)納税証明書(契約業者が個人である場合においては、国税通則施行規則(昭和37年 大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その

(7) 共同企業体で、その構成員に第1号から第5号までに該当する者を含む者

第3条 略

## (資格審査申請書類)

- 第3条 第7条第1項に掲げる工事に係る契約に関する資格の審査の申請は、次の各号に掲げる書類により行わせるものとする。ただし、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の写しはインターネットを使用して申請する場合は必要ないが、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び第5号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする(告示第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。)。
- (1)一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(別記様式第1)
- (2)総合評定値通知書の写し

(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類)

- (3)業態調書(別記様式第2)
- (4) 営業所一覧表(別記様式第3)
- (5)納税証明書(契約業者が個人である場合においては、国税通則施行規則(昭和37年 大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その

3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争中部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

- (6)委任状(正) (行政書士等が代理申請をするときのみ必要)
- 2 第7条の2に掲げる測量調査及び第7条の3に掲げる建設コンサルタント等に係る契約に関する資格の審査の申請は次の各号に掲げる書類により行わせるものとする。
- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等) (別様式第5)
- (2)業態調書(別記様式第6)
- (3)登録証明書等
- (4)技術者経歴書(別記様式第7)
- (5) 営業所一覧表(別記様式第8)
- (6)登記事項証明書(法人の場合)
- (7) 財務諸表類
- (8) 納税証明書(契約業者が個人である場合においては、国税通則施行規則(昭和37年 大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争中部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す

3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争中部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

- (6) 委任状(正) (行政書士等が代理申請をするときのみ必要)
- 2 第7条の2に掲げる測量調査及び第7条の3に掲げる建設コンサルタント等に係る契約に関する資格の審査の申請は次の各号に掲げる書類により行わせるものとする。
- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等) (別様式第5)
- (2)業態調書(別記様式第6)
- (3)登録証明書等
- (4)技術者経歴書(別記様式第7)
- (5) 営業所一覧表(別記様式第8)
- (6)登記事項証明書(法人の場合)
- (7) 財務諸表類
- (8) 納税証明書(契約業者が個人である場合においては、国税通則施行規則(昭和37年 大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争中部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示

#### 書類

- (9)委任状(正)(行政書十等が代理申請をするときにのみ必要)
- 3 第1項の場合において、契約業者が共同企業体である場合は、同項第1号の申請書に共同企業体協定書の写し、共同企業体等調書(別記様式第4)及び構成員ごとに同項第2号から第5号までに掲げる書類を、契約業者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合は、当該事実を証明する書類を添付させるものとする。

ただし、構成員のうちに資格の審査の申請をした者がある場合においては、当該構成員 にかかる当該書類は提出させることを要しないものとする。

- 4 第1項第2号及び第2項第6号に掲げる各書類の様式は、それぞれ所轄官公署等において定めたものとする。
- 5 第2項第3号に定める「登録証明書等」の様式は、測量法(昭和24年法律第188号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)及び計量法(平成4年法律第51号)等に基づき登録等官公署等が発行する証明書をいう。なお、参加を希望しない業種に係るものは提出を要しないものとする。
- 6 第2項第7号に掲げる「財務諸表類」は、契約業者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表(個人にあってはこれらに類する書類)をいうものとする。
- 7 第2項第3号及び第6号に掲げる書類並びに第4号及び第7号に掲げる書類又はこれに準ずる書類は、測量法第55条の8の規定に基づく書類の写しをもって代えることができるものとする。
- 8 第2項第3号及び第6号に掲げる書類並びに第4号及び第7号に掲げる書類又はこれ に準ずる書類は、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサル タント登録規程による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書 の副本の写しをもって代えることができるものとする。

#### す書類

- (9)委任状(正)(行政書士等が代理申請をするときにのみ必要)
- 3 第1項の場合において、契約業者が共同企業体である場合は、同項第1号の申請書に共同企業体協定書の写し、共同企業体等調書(別記様式第4)及び構成員ごとに同項第2号から第5号までに掲げる書類を、契約業者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合は、当該事実を証明する書類を添付させるものとする。

ただし、構成員のうちに資格の審査の申請をした者がある場合においては、当該構成員 にかかる当該書類は提出させることを要しないものとする。

- 4 第1項第2号及び第2項第6号に掲げる各書類の様式は、それぞれ所轄官公署等において定めたものとする。
- 5 第2項第3号に定める「登録証明書等」の様式は、測量法(昭和24年法律第188号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)及び計量法(平成4年法律第51号)等に基づき登録等官公署等が発行する証明書をいう。なお、参加を希望しない業種に係るものは提出を要しないものとする。
- 6 第2項第7号に掲げる「財務諸表類」は、契約業者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表(個人にあってはこれらに類する書類)をいうものとする。
- 7 第2項第3号及び第6号に掲げる書類並びに第4号及び第7号に掲げる書類又はこれ に準ずる書類は、測量法第55条の8の規定に基づく書類の写しをもって代えることがで きるものとする。
- 8 第2項第3号及び第6号に掲げる書類並びに第4号及び第7号に掲げる書類又はこれ に準ずる書類は、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサル タント登録規程による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書 の副本の写しをもって代えることができるものとする。

- 9 第1項第5号及び第2項の各号に掲げる書類のうち所轄官公署等において発行した証明書類は、複写機による写しをもって代えることができるものとする。
- 10 第1項第5号及び第2項第8号に掲げる書類は、契約業者がインターネットを使用して申請する場合において、電子納税証明書の交付を受けているときは、電子納税証明書の送信をもって代えることができるものとする。

## 第4条~第18条 略

#### 附則

この要領は、昭和 56 年 1月 1日から適用する。ただし、昭和 55 年 12 月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。

## 附 則

この要領は、昭和 60 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 59 年 12 月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。

## 附則

この要領は、昭和 61 年 1月 1日から適用する。ただし、昭和 60 年 12 月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。

#### 附則

- 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに 資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体 の取扱いについては、なお従前の例による。
- 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級(以下「新等級」という。)が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級(以下「旧等級」という。)により指名業者を選定することができるものとする。
- 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭

- 9 第1項第5号及び第2項の各号に掲げる書類のうち所轄官公署等において発行した証明書類は、複写機による写しをもって代えることができるものとする。
- 10 第1項第5号及び第2項第8号に掲げる書類は、契約業者がインターネットを使用して申請する場合において、電子納税証明書の交付を受けているときは、電子納税証明書の 送信をもって代えることができるものとする。

#### 第4条~第18条 略

#### 附則

この要領は、昭和 56 年 1月 1日から適用する。ただし、昭和 55 年 12 月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。

## 附 則

この要領は、昭和 60 年1月1日から適用する。ただし、昭和 59 年 12 月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。

#### 附則

この要領は、昭和 61 年 1月 1日から適用する。ただし、昭和 60 年 12 月末日までに資格の審査の申請をした者にあっては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに 資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体 の取扱いについては、なお従前の例による。
- 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級(以下「新等級」という。)が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級(以下「旧等級」という。)により指名業者を選定することができるものとする。
- 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭

行い、等級を決定することができるものとする。

4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。

#### 附則

この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格審査等について は、なお従前の例による。

## 附則

この要領は、平成5年6月1日から適用する。

#### 附則

- 1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等につい ては、なお従前の例による。
- 2.契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定され る以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合 においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことがで きるものとする。

## 附 則

第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成8年12月19日港管第2555号)

本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・ 8年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 12 月 17 日港管第 2374 号)

本通達は、平成 11・12 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号)

本通達は、平成 13・14 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日国港管第 802 号)

本通達は、平成 15・16 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 |

和 64・65 年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を 1 和 64・65 年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を 行い、等級を決定することができるものとする。

4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。

### 附則

この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格審査等について は、なお従前の例による。

## 附則

この要領は、平成5年6月1日から適用する。

- 1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等につい ては、なお従前の例による。
- 2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定され る以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合 においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことがで きるものとする。

## 附 則

第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月19日港管第2555号)

本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・ 8年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 12 月 17 日港管第 2374 号)

本通達は、平成 11・12 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号)

本通達は、平成 13・14 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日国港管第 802 号)

本通達は、平成 15・16 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成

13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 3 月 1 日国港管第 1189 号)

本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平 成 16 年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適 用する。

附 則 (平成 16 年 10 月 27 日国港管第 639 号)

本诵達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成 17 年 10 月 7 日国港総第 236 号)

この要領は、平成 17 年月 10 月 14 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 2 月 13 日国港総第 731 号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日国港総第 980 号)

- 1.本通達は、平成 21・22 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 19・ 20 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有す る者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合 には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成 19・20 年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」とい う。)に留まることを希望することができる。
- 3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定 を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれ かを希望することができる。
- 4.前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する 等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 附 則 (平成 23 年 3 月 24 日国港総第 800 号)

13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 3 月 1 日国港管第 1189 号)

本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平 成 16 年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適 用する。

附 則 (平成 16 年 10 月 27 日国港管第 639 号)

本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成 17 年 10 月 7 日国港総第 236 号)

この要領は、平成 17 年月 10 月 14 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 2 月 13 日国港総第 731 号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日国港総第 980 号)

- 1. 本通達は、平成 21・22 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 19・ 20年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有す る者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合 には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成 19・20 年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」とい う。) に留まることを希望することができる。
- 3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定 を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれ かを希望することができる。
- 4.前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する 等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 附 則 (平成 23 年 3 月 24 日国港総第 800 号)
- 1.本通達は、平成 23・24 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 21・|1.本通達は、平成 23・24 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 21・

22 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21·22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23·24年度の資格の決定を受けようとする場合(平成23·24年度の資格の決定等級が平成21·22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21·22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。
- 3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者(平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
- 4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)
- 1. 本通達は、平成 25・26 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。
- 3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
- 4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

22 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。

- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21·22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23·24年度の資格の決定を受けようとする場合(平成23·24年度の資格の決定等級が平成21·22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21·22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。
- 3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者(平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
- 4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)
- 1. 本通達は、平成 25・26 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前のとおりとする。
- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。
- 3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
- 4.前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成 27 年 3 月 13 日国港総第 480 号)

1. 本通達は、平成 27・28 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

- 2. 平成 27・28 年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則 (平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号) ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 26 年国土交通省告示第 1055 号。)による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第85 号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。
- 3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 (等級に関する残留措置)
- 4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の未日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 5. 前項の希望をした者については、平成 27・28 年度の資格の等級は従前等級を決定する ものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。
- 附 則 (平成 29 年 3 月 14 日国港総第 519 号)
- 1. 本通達は、平成 29・30 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例による。

- 附 則 (平成 27 年 3 月 13 日国港総第 480 号)
- 1. 本通達は、平成 27・28 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

- 2. 平成 27・28 年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則 (平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号) ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 26 年国土交通省告示第 1055 号。)による改正後の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 85 号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。
- 3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 (等級に関する残留措置)
- 4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の未日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。
- 附 則 (平成 29 年 3 月 14 日国港総第 519 号)
- 1. 本通達は、平成 29・30 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例による。

## (等級に関する残留措置)

- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。
- 附 則(平成30年10月22日国港総第375号)
- 1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。

## (等級に関する残留措置)

- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の未日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

#### 附 則(令和2年6月9日国港総第165号)

1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。

## (新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)

2. 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年 10 月 29 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に終了するものについての令和 3 年 1 月

#### (等級に関する残留措置)

- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の未日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。
- 附 則(平成30年10月22日国港総第375号)
- 1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。

### (等級に関する残留措置)

- 2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

- 31日までの間における第1条の2(5)の規定の適用については、同条(5)「局長等が 定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1 年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
- 3.申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下同じ。)の適用を受けたため、第3条第2項(8)に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。